

### 自治会連絡所

場所 6号棟集会所 NO.1  
電話 (914) 9870 (公衆電話)  
開設時間 月～金 10時～3時  
入会、相談などご利用ください

## 王子五丁目団地

# 自治会会報

第10号

1979年6月5日

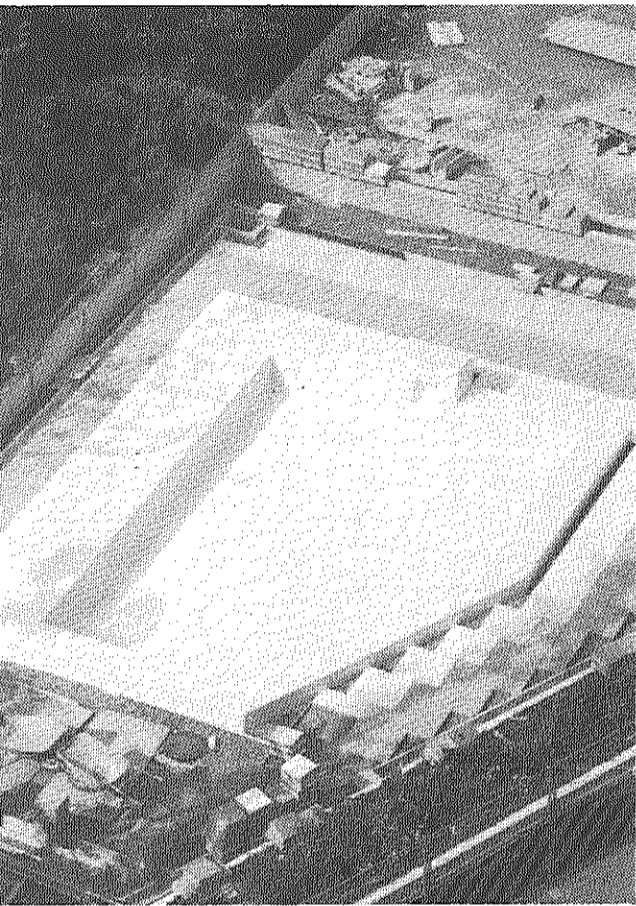
王子五丁目団地自治会

編集・自治会広報部

発行責任者・石井利弘

5-710 電話 (912) 4034

# 小さい子どもたちにうれしい知らせ 「じゃぶじゃぶ池」で涼しい夏を



もうすぐ夏、「じゃぶじゃぶ池」の完成も間近かです

## 自治会の活躍で時計塔も実現 砂場の日除け、バス停移動も

「子どもたちのために少しでも良い環境づくりを」「明るく住みよい団地」と団地自治会は努力を続けていますが、こうした活動がのび、「じゃぶじゃぶ池」と時計塔の建設と砂場の日除けの設置、「王子五丁目」バス停留所の団地横への移動が実現するなど、こまごまに成果をあげています。(二面に関連記事)

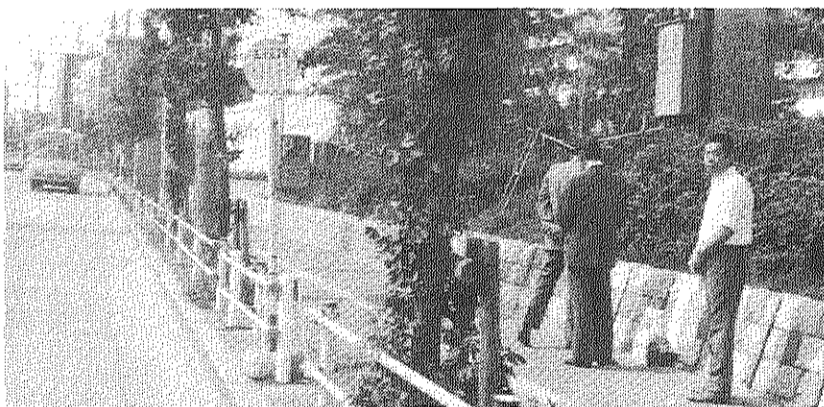
「子どもたちのために少しでも良い環境づくりを」「明るく住みよい団地」と団地自治会は努力を続けていますが、こうした活動がのび、「じゃぶじゃぶ池」と時計塔の建設と砂場の日除けの設置、「王子五丁目」バス停留所の団地横への移動が実現するなど、こまごまに成果をあげています。(二面に関連記事)

「じゃぶじゃぶ池」建設にあたっては、自治会は公団に「要望書」と「念書」を出し、自治会の責任で管理運営をおこなうことを約束しています。このため、保育児童部が中心になって「じゃぶじゃぶ池」運営要綱をつくり、子どもたちが楽しめるよう準備を進めています。

### 二号棟横にバス停移す

神谷橋の撤去工事の都合でバスの停留所が一方的に団地から二百メートル先に移転され、団地利用者から「遠くで不便だ」との声が上っていました。自治会では、昨年八月より東京都第六建設事務所との関係方面に建設を強く要望し、折衝を重ねてきました。

その結果、五月二日に王子警察、都交通局、王子五丁目会、大東建設、自治会の五者間で現地協議を行い、要望がほぼ認められ、レストランさんわ裏に建設が決定され五月十四日より実施の運びになりました。なお都交通局は恒久施設化と屋根の取付を望んでいます。



「王子五丁目」のバス停が2号棟さんわ横に移動

# 団地まつり8月3、4、5日に

## 三晩連続の盆踊りなど多彩に

この団地まつりは八月三日(金)、四日(土)、五日(日)の三日間開催します。一昨年、昨年と年々盛り上がりを見せてきた「お祭り」は王子五丁目の手前へ団地まつり「はらまき」を第三回を迎えました。実行委員会もスタートし、団地居住者ももちろん、周辺地域のみならずの高

実行委員会の模擬店のほか、周辺商店の出店もふえ、子どもたちも安心して楽しめるよう、お祭り業者を呼んだ明るい団地まつりになります。みなさん、いまからお楽しみに。詳細は別途お知らせしますが、たくさんの方が準備のお手伝いをしていただくようお願いいたします。



楽しかったネ——昨年の団地まつり

皆さまの幸せな毎日、ゆたかな暮らしのために  
少しでもお役に立ちたいと願っております。



# 東京相互銀行

王子支店

電話 (927) 2801

ごあいさつ  
このたび前任の腰山正久にかわり皆様とおつきあいすることになりました。倍旧のご愛顧をよろしくお願い致します。  
支店長 辺田 善弘



3号棟公共施設予定地

区は団地住民の要望実現に誠意を

自治会の陳情 区議会が採択

すでに自治会速報でお知らせしてあるように、北区は三号棟の公共施設予定地に王子第一小学校の学童保育クラブを建設する計画を進めています。

三号棟公共施設予定地をめぐる経過

昨年十一月、王子五丁目自治会とのごんだん会を開き、意見交換をおこないました。三、五号棟公共施設予定地の活用については団地の居住者の意見をよく聞き、居住者本位にすべきである申し入れをおこないました。



この陳情は、三月北区議会の建設委員会、区民衛生委員会、厚生委員会、三つの委員会を経て採択されました。

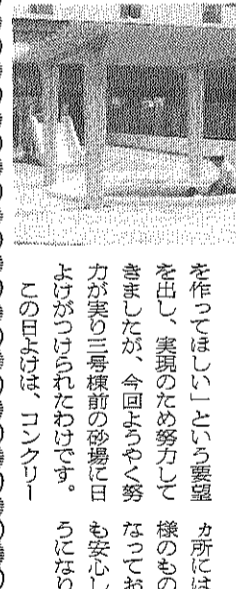
関東自治協が定期総会を開く

関東地方の公団住宅百九十八団地自治会(約十三万世帯)が加盟している公団住宅関東自治協(関東自治協)は五月二十七日、千代田区・日本教育会館で第二十一回定期総会を開催しました。

自治会の動き

- 53年5月
2日 青少協推進委員会
2日 パス停問題打合せ
3日 第14回常任委員会
7日 連合町会会長会議
8日 防火協会総会
8日 会計監査

これで安心 砂場に日よけ



五号棟前の各一カ所には、今年度の予算で同様のものがつけられることになりました。

男子社員募集
職種 ※クレール運転(天井式) ※圧延精整
募集人員 それぞれ若干名
資格 年齢20歳~48歳位まで
給与 月収見込 18万~21万円

日本ではじめてガン保険 発売！
★3分36秒に1人が《がん》で倒れております
★《がん》で入院したら1カ月1口あたり45万円の保障
【保険料の例】 30歳の方の個人契約で月額わずか 1,100円 (1口)
お問合せ、申込は
アメリカンファミリー生命保険 代理店
石井産業 がん保険部
王子5丁目団地5-710 ☎(912) 4034



# 自治会役員名簿



会 長 石井 利弘  
(5-710)  
☎ 912-4034



副 会 長 吉田 美恵子  
(6-304)  
☎ 913-0677



副 会 長 井上 紘一  
(6-956)  
☎ 913-8262



財 務 部 長 岡野 金三  
(3-203)  
☎ 912-4824



事 務 局 長 佐藤 良一  
(共益費対策  
委員長兼任)  
(3-512)  
☎ 913-9698



組 織 部 長 小木 和男  
(2-1408)  
☎ 919-7529



広 報 部 長 永沼 由久  
(2-1102)  
☎ 914-7516



広 報 副 部 長 丸山 清江  
(1-211)  
☎ 919-8129



保 育・児 童 部 石渡 育子  
(6-1135)  
☎ 913-7089



保 育・児 童 部 坂東 茂  
(6-331)  
☎ 919-6877



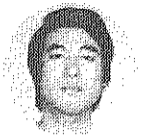
生 活 事 業 部 湯浅 幸治  
(6-1315)  
☎ 913-9332



生 活 事 業 部 井口 五月枝  
(3-1001)  
☎ 912-6037



文 化・厚 生 部 内山 秋雄  
(2-308)  
☎ 912-7636



文 化・厚 生 部 谷嶋 俊雄  
(5-212)  
☎ 912-1909



文 化・厚 生 部 松原 保夫  
(6-410)  
☎ 913-1362



環 境・衛 生 部 横沢 俊雄  
(6-1419)  
☎ 913-9702



環 境・衛 生 部 渡辺 信成  
(6-219)  
☎ 913-0260



環 境・衛 生 部 久保田マサ子  
(5-605)  
☎ 912-4868



家 賃 対 策 特 別 委 員 会 中村 正義  
(組 織 副 部 長 兼)  
(2-1318)  
☎ 919-6711



会 計 監 査 斎藤 勝之助  
(5-1111)  
☎ 914-3373



会 計 監 査 宮井 勝蔵  
(6-1201)  
☎ 913-8922



五月十三日、王子五丁目団地自治会の第三回定期総会が、午後一時より団地集会所で開催されました。自治会の一年半にわたる活動を土台にしてさらに大きく飛躍するために、非常に重要な総会でした。当日は代議員と役員ら約六十人が参加し、自治会役員会からの報告を真剣に討議してすべての議案を承認しました。総会には新役員との紹介と新役員を代表しての石井会長のあいさつを拍手で確認しました。

## 住みよい団地づくりへ

### 第二回自治会総会

日本住宅公団王子五丁目団地(二号棟浦岡氏、五号棟谷嶋自治会の第三回定期総会)は、滝氏を選出し、次に受付責任者沢副会長の力強いあいさつで開の三号棟岡野氏から総会が会則会され、はじめに総会議長三石にもとづいて立派に成り立っています。



報告を受けたあと、議事に入るとたえる自治会をつくるため全員の力があわせて、すばらしい王子五丁目団地をつくろうと呼びかけました。次に予算が提案されましたが今年度は自治会事務局専従を二名にして、共同購入など会員の利益拡充につながる積極的な予算になっていることが説明されたこと、第二回団地まつりを活動方針、予算についての活発な意見が出されたあと、一括して承認されました。

#### 活動報告、決算を承認

活動経過報告は佐藤事務局長が報告にたちました。報告は昨年七月の家賃の引下げを実現したことで、第二回団地まつりを大成功させたことなどにふれながら、自治会活動の成果を強調するとともに、自治会活動のより一層の発展のためにはまだまだ残された課題があり、今後一層の努力が必要であると結びました。

#### 活動方針、予算 会則改正を決定

次に井上副会長より決算報告があり、そのあとに会計監査報告がありましたが、いずれも全員の拍手で確認されました。活動方針、予算、会則改正を決定したが、役員会の欠員については新役員会および新自治委員会に一人任することあわせて確認しました。

活動報告と決算を承認したあとに総会は、今後一年間の自治会活動をどう進めるのかの審議に入りました。活動方針は石井会長から報告されましたが、このなかで石井会長は王子五丁目団地自治会が一年半の活動をとおして大きく成長し、団地の内外から期待されていることを具体的に説明しながら「こうした期待に名実と

総会は、最後に「高い家賃の引下げ、傾斜家賃の即時凍結を求める決議」「公共施設等定地の住民本位の活用をめざす決議」の二つの特別決議を決定し、新しい年度の自治会の発展のため全員が力をあわせることを確認し終了しました。総会終了後、参加者による会費制懇親会をおこない、親睦と交流をふかめました。

## ごくりんごまでした

前期役員のうち、左記の八人の方々が退任されました。今後ますます各部門でのご活躍を願っております。

- 副会長 滝沢 勝(六一三五一)
- 事務局次長 志村 栄(六一四三七)
- 杉浦雪子(六一六二五)
- 浪波京子(二一七四五)
- 森田昌是(六一三四九)
- 井上利枝(六一二二二)
- 坂口欽一郎(六一四四五)
- 西村佐和子(三一二〇八)

会計監査

## 婦人社員募集

- 年令・経験不問
- 出勤時間自由
- 勤務時間5時間
- 給与55,000円最低保証
- 仕事 アンケート調査、ホームソング指導

### ブラザー東十条ショップ

北区東十条3-16-8  
☎ (913) 4572-3

## 清掃員(パート)募集

- 職 種 ビル清掃パート
- 勤 務 王子6丁目
- 給 与 AM8:30~11:30 日、祝は休
- 3万9千円上

※他にもパート清掃有 TEL下さい

問合せ先 株式会社 第一ソウビ  
豊島区北大塚2-5-3 ☎ (915) 2375

# 1978年度活動報告

5月13日の第3回自治会総会で承認された活動報告、決算報告等、および決定された1979年度活動方針、予算、改正後の会則をお知らせします。

自治会活動2期目にあたる1978年度の自治会は、スタート当初より団地居住者をはじめ、団地外からも種々な注目と期待をあつめてきました。この1年間の自治会活動のなかで、こうした期待に十分こたえる活動と成果をつくりだしてきました。以下、活動方針にもとづいて経過を報告します。

## (1) 活動経過報告

	活動方針	活動報告
実現めざし 高家賃の引下げの	①53年7月1日より実施の「家賃引下げ」の対象団地に加えるように、公団への要請をおこなう。 ②家賃のしくみなどについて、学習会を開くなど、よく理解できるように努力する。 ③宣伝活動を強める。 ④国や公団に対するはたらきかけを強める。	①7月1日より家賃の引下げ(1200円~2200円)及び傾斜家賃の3年間単縮を実現させた。 ②王子五丁目団地の家賃について、具体的に中味の検討をすすめ、「公共施設負担」などの問題点をあきらかにしてきた。 ③国や公団(本社、支社、営業所)との交渉も積極的におこなってきた。
しい団地生活のために 会員の福利厚生と楽	①サークルへの援助をおこなう。 ②趣味の会などの結成に努力する。 ③共同購入など、会員の利便の拡大、福祉向上につながる運動を積極的にとりくむ。 ④各階層ごとのとりくみを強める。	①老人会(桜美会)が自治会主催の敬老会(9月15日)をきっかけに結成される。 ②囲碁クラブの結成を援助した。 ③灯油、酒、おもち、消火器、ふとん乾燥機、正月用品など、数多くの共同購入をとりくんだ。 ④子供、婦人を中心にしたとりくみも強まっており、料理教室、たこ上げ大会にも多数あつまった。
行事のとりくみ	①年間の行事計画を作成し計画的にとりくみを進める。 ②第2回団地まつりの開催のため実行委員会をすぐつくり、準備を進める。 ③趣味の大会などを気軽に開催する。	①年間行事計画を常任委員会で決定し、その計画どおりに行事をおこなってきた。 ②第2回団地まつりは、6月から実行委員会で準備し、盛大に開催された。 ③麻雀大会、囲碁、将棋大会をはじめ、ソフトボール、運動会、スキー、スケートなど多彩な行事をおこなってきた。 ④映画会、冬休み子ども大会なども大きく成功させることができた。
公団に対する活動	①2号棟東側の騒音の解決めざし努力する。 ②共益費の問題にとりくみ正しく運用されるように努力する。 ③補修要求をまとめ、公団の責任でおこなうよう要請する。 ④駐車場料金の引下げなど公団や団地サービスに対する交渉を強める。	①公団交渉をおこない(営業所3回、支社、本社各1回)団地内の要望実現のために努力する。 ②共益費の具体的な説明をおこない「対策委員会」を設置しとりくみを強めている。 ③集合ポストの補修、ジャブジャブ池の設置、砂場の日よけの設置など公団の責任で実施させることができた。 ④駐車場料金、2号棟騒音問題では努力したが、残念ながら進展はみられなかった。
る活動 地方自治体に対す	①いまある制度の積極的活用を推進します。 ②3、5号棟の公共施設予定地については、住民の意見を反映させるようにする。 ③保育要求をまとめ、区へ要請をおこなう。 ④その他、必要な陳情、請願をおこなう。	①3、5号棟の公共施設予定地に、団地住民のための施設をつくるために努力している。 ②区議会へは3本の陳情(家賃問題、3号棟公共施設予定地の利用について、東十条駅南口と団地の直線道路開設について)を提出し、その実現のため奮闘している。 ③北区の各部、課に対する交渉を強め、多くの成果を勝ちとっている。
広報活動	①会報の定期発行を確保し紙面の改善に努力する。 ②掲示板の活用を積極的におこなう ③広報部の充実をはかる。	①会報は6回発行された。定期的に確実に発行されるに至っていない。 ②速報、ポスター、掲示板の活用などは積極的におこなっている。
自治会活動の強化を	①自治会への入会を促進します。 ②階級連員をすべての階につくるよう努力します。 ③専門部の活動を強め、日常的な活動が前進するようにする。 ④自治会活動のありかたを工夫し、屋間に主婦が中心になれるようにする。 ⑤実務処理の簡素化を計り	①転出、入が激しいなかで(3年間で約800世帯が移動)新入会者が約150世帯あった。 ②階級連員については、とりくみが弱く全階につくるに至っていない。 ③専門部の活動は、大きく前進した。自治会全体の計画にもとづいて、各専門部で計画をより具体化し、専門部自身の責任で執行するようになっている。 ④自治会専従は、6月から常任委員会、自治委員会の判断でおこなってきた。自治

## (2) 自治会活動の成果と教訓

### 1、家賃問題について

「家賃問題住民連絡会」以来(一九七七年)の運動が実り、昨年七月から家賃の一部引下げが実現され、あわせて傾斜家賃が三年間縮減されるという成果を勝ちとることができました。

しかし、この程度の内容では満足できるものではなく、ひきつづき強力な運動がすすめられる必要がありました。自治会は、こうした点から昨年十月~十一月にかけて、家賃の値上げに反対する全国の団地住民と心をあわせ「家賃闘争」をとりくむと努力しましたが、残念ながらできませんでした。それは第一に、家賃引下げが実施された直後、もう一度引下げを主張するの十分な資料をにぎっておらず、王子五丁目団地の家賃の具体的な中味すら正確には分析できない状態、大きな運動にはならないと判断したこと、第二には、自治会活動のいそがしい時期にこの問題に対して特別に力を入れてとりくむ体制が

### 2、住みよい団地づくりをめざす活動

住みよい団地にするために、今期の自治会では日本住宅公団や北区などに積極的にかけつけていきました。団地内にジャンジャン

### 3、自治会の組織活動について

「自治会の日常的な活動をいっしょにや

池をつくらせてほしい、三、五号棟の空地は住民本位に使ってほしいなど、たくましの要望を出してきましたが、このうち多くはものが実現されるか、あるいは実現の見通しがたつてきています。要望をまとめたすばやくその実現のために関係各方面へ要請をし、ねほり強く努力してきた結果であります。

明へ染しい団地にする活動でも、大きく前進しています。自治会員が相互に親睦を深め、明るく地域社会をつくるには自治会の進んで「あまのり」の「あまのり」がより必要になってきています。このために第二回団地まつりをはじめたけれども参加の少ない行事が少なく、しかも計画的開催されなかったが、いずれも大成功を納めました。このことは自治会の運動の正しさを物語っています。

全体としては、改善すべき点や日常的な運動として定着させる点で弱点が残されていますが、今期の自治会活動としては大きな成果であります。

第三に、自治会の活動を常に会員に理解してもらうために広報活動に力を入れてきました。会報、速報の発行、ポスターのはり出しなどをとおこなってきましたが、残念ながらまだ会員の中に定着しているとはいえず、会報の定期発行(定日)な

けていくか」このことが今期の自治会活動にどのくらい大きな課題でした。この点では前進面と残された弱点があります。

第一に、自治会事務所の確保と事務所を常時開放し、自治会の窓口をオープンにしたことは大きな前進でした。自治会への連絡、質問など、また行事のさいに屋間のセンターとして活躍してきました。自治会専従者(パート)を配置できたのも、こうした前進を促せる要素となりました。

第二に、専門部の活動も前期に比べ前進をしております。それぞれの専門部が、それぞれの分野で責任をもって活動を進めれば、全体として多様な活動が展開します。そうした自治会活動をするための基礎を今期の自治会活動でつくりあげたことについていいます。専門部として企画、立案し部員みんなが分担して活動盛り上げた生活事業部の教訓は、今後引きつづかれ、生かされなければなりません。

第四に、残念ながら「階級連員」の点では弱点を残してしまいましたが、階級連員はひとりが選んでいなくても、自治会にとって一番大切な組織づくりがなされていることを意味しております。ただ手をこまねいていた訳ではありませんが、かけ声だけに終わってしまいました。来期は最重点でとりくむことが必要です。

自治会員を増え、自治会に対する信頼感も高まっていることは喜ばしいこととあります。そうした意味で自治会活動が王子五丁目団地のなかに定着してきつつあります。こうした前進面を大きく伸ばし、弱点を克服する努力をするならば、王子五丁目団地はさらに住みよい団地になるでしょう。



めざして

必要な場合、事務局専従をおきます。  
⑥自治会事務所建設のため公団、区に対して要請をおこないます。

会活動全体にとって大きくプラスになっている。  
⑤屋間の自治会活動は、専従者を軸に前進してきているが、まだ十分とはいえない。  
⑥自治会事務所の建設めざし、区および公団に対するはたらきかけを積極的に強めてきたが、現在のところ具体的進展はない。

対外活動

①関東自治協にひきつづき加入し、高家賃問題のとりくみを強める。  
②防火協会に加入します。

①関東自治協には、常任理事1名、理事1名を送り出し、積極的にはたらきかけを強めている。  
②防火協会に加入。消火訓練などをおこなっている。  
③連合町会へも加入した。

貸借対照表

1979年3月31日現在

貸借対照表表. 資産の部 (借方, 金額) and 負債および繰越金 (貸方, 金額). 現金 150,000, 繰越金 412,898, etc.

備品目録

1977年11月~1979年3月

備品目録表. 種目, 数量, 種目, 数量. フックス 1, 焼そば用鉄板 1, etc.

特別会計決算報告

〔生活事業部〕

生活事業部 収入, 支出, 繰越金. 前期繰越 31,367, 合計 361,737, etc.

〔家賃対策特別委員会〕

家賃対策特別委員会 収入, 支出, 繰越金. 前期繰越 172,472, 合計 512,989, etc.

〔団地まつり実行委員会〕

団地まつり実行委員会 収入, 支出, 繰越金. 合計 3,541,364, etc.

署名簿・ポスター 42,300, 諸雑費 4,520, etc.

1978年度 決算報告

〔収入の部〕

収入の部 科目, 実績, 予算額, 増減(Δ), 摘要. 自治会費 4,480,200, etc.

〔支出の部〕

支出の部 科目, 実績, 予算額, 増減(Δ), 摘要. 自治会活動費 1,385,538, etc.

1978年度 会計監査報告

監査の結果、報告書の通り相違ありません。

1979年5月8日

会計監査委員 5-1111 齊藤 勝之助, 6-1201 齊宮 勝蔵, 3-208 西村 佐和子

総会決議

公共施設予定地の住民本位の活用をめざす決議

私たちの団地、王子五丁目団地には「公共施設予定地」が二カ所(三・五号棟)残されています。この予定地は王子五丁目団地が建設される際に「将来必要な公共施設」を建設する目的で、日本住宅公団と北区との協議によって残されたものですが、その購入費用は、当然のことながら私たちの家賃のなかに含まれております。

これらの土地の活用については「北区から計画が出された時に協議する」(住宅公団)としており、事実上北区がその権限をもっているものです。

こうした条件のもとで自治会は「公共施設予定地の住民本位の活用」をめざして努力を続けてきたが、最近になって北区が利用計画を作成するに至っており自治会としても重大な問題として、関係各方面への交渉を強めているところです。

王子五丁目団地は二千二百世帯、約六千人の北区民が居住する大団地であり、区民福祉施設や区民サービスの水準は極めて十分といえるべきではありません。それは明らか家賃と同名で「公共施設予定地」の購入費などの税外負担をせよとされているのが現状です。こうした現実にならば、現在残されている二カ所の「公共施設予定地」の活用については、王子五丁目団地の居住者本位に考えるのが当然といわなければなりません。

王子五丁目団地自治会第三回定期総会は、北区当局に対して次のことを強く要請します。一、「公共施設予定地」の活用については王子五丁目団地居住者の代表である王子五丁目団地自治会とよく話しあうこと。

二、利用計画については、王子五丁目団地居住者の生活環境改善、福祉の向上、区政サービス充実などのための施設を中心と策定するもの。

三、決議する。

一九七九年五月十三日

日本住宅公団王子五丁目団地自治会第三回総会

「家賃の四分の一が家賃で消え、生活を切りつめなければいけない」「これ以上傾斜家賃が続くとこの団地に住めなくなる」。高い家賃に追いつけられず、私たち王子五丁目団地居住者の悩みも不安は増すばかりです。この四月から「DKで三千四百円、三DKで五千四百円も上昇し、高家賃引下げ、傾斜家賃の即時凍結の実現がいつぞや切実な願いになっています。

王子五丁目団地の家賃が「住宅に困難する勤労者のために」「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」として(日本住宅公団法第一條)供給された政府施策の公共住宅とどうしていいえぬほど高いことは、公団みずから認めていることなのです。

私たちは、日本住宅公団が「王子五丁目団地」の管理をあたりに実行することを求めます。一、王子五丁目団地の高い家賃を大幅に引下げること。

二、傾斜家賃を即時凍結すること。

三、敷金を当初家賃の三ヶ月に改め、差額を返還すること。

そのために、学校など関連公共施設を家賃から除き、政府の利子補給金の拡大と金利コストの引下げ、土地・建物に関する経費の家賃負担分の軽減、家賃に含まれる修繕費の大幅削減などを行なうことを強く求めます。

右、決議します。

一九七九年五月十三日

日本住宅公団王子五丁目団地自治会第三回総会

# 一九七九年度活動方針

第一期、二期の自治会活動をおして王子五丁目団地自治会のはたすべき役割は、団地の内外を問わず増大してきています。団地内については「高家賃」の問題をはじめ共益費、駐車場、補修問題など解決をいそがれている問題がたくさんありますし、また同時に団地居住者の福利厚生、権利の拡充をはかりながら「団地まつり」にみられる「明るい楽しい団地づくり」もより一層進めていかねばなりません。

一方、団地外からも私たちの自治会は多に注目を集めております。「高家賃の引下げ」に奮闘する全国の公団住宅居住者の先頭にたっていること。地元でも町会、商店街などに積極的にはたらきかけ、よりよい地域社会づくりを進め、青少年協や連合町会などもがんばっています。

こうしたなかで第三期目の自治会活動をスタートさせるわけですから、単にスケジュールを消化するだけのマンネリ化した活動におちいることなく、常に新しい分野にどんな活動を発展させ、さらに住みよい王子五丁目団地をつくるため

に奮闘します。

## 1、第三期自治会活動の重点

自治会活動においてもっとも基本的で重要なことは、すべての自治会員が活動に参加しそれぞれ一定の分担をもって活動し全体として自治会活動をつくりあげることです。

第一期、二期の自治会活動ではこのことを実現するために二つの活動内容をつくり出してきました。第一には自治会の活動内容自体に魅力をもたせ、多くの自治会員が気軽に参加できる場をたくさんつくることよって自治会をすべての会員のなかに定着させ、自治会の必要性を深く理解してもらおうこと。第二に、同時に多くの会員に自治会活動の一部分をになってもらえるように、階連絡員、専門部員、実行委員(おまつり)などに参加してもらおうことでした。

しかし、第二点目については大変な努力をしたにもかかわらず、残念ながらもまだ不十分であるといわなければなりません。この問題は、自治会が一般的に強調するだけでは前進しません。具体的に一人ひとりにお願いするとか、階の集会をもってその中でみんなの総意を決めるというのをしなければなりません。この点ではカケ声だけに終わっていただけで、弱点を残しているわけです。

ではありません。私たちの団地は新しい団地の例にもれず、非常に高い出生率(年間二〇〇〜三〇〇人)があり、保育園、幼稚園、小学校などの増設を緊急に実施しなければならぬこと、また子供の遊び場や老人、主婦などが気軽に使える施設もぜひ実現しなければならぬ問題です。

## 2、王子五丁目団地を安心して住める楽しい団地にするために

昨年七月に「家賃の引下げ」と「傾斜家賃の三年間短縮」がおこなわれたとはいえ、私たち「住宅に困窮する勤労者」(公団法第一条)にとってはまだまだ非常な高家賃におかれています。今年四月にはまた家賃が上がっていますが、王子五丁目団地に安心して住めるかどうかは、この高家賃が私たちにどう影響を及ぼしているかがどう思えるぐらいに引下げられるかがどうなるかにかかっています。

高家賃の引下げがおこなわれるのはどうして必要になってくるのか、それだけでは十分

- ① 高家賃の引下げ、傾斜家賃の即時凍結の実現めざし、ひきつづき奮闘します。
- ② 共益費問題へのとりくみを強め、住民の要望にそった運営にさせるとともに、額についても適正になるよう努力します。
- ③ 補修問題、公共施設の新、増設のため努力します。
- ④ 公団や地方自治体に対して、居住者の利益拡充のため必要な活動をおこないます。
- ⑤ 共同購入など会員の利便拡大につながる活動を積極的ににおこないます。

## 3、自治会活動の強化をめざして

活動の重点であきらかにしたように今期の活動は、役員の負担による手工業的な内容を改善することにあります。そのためには第一に、自治会の組織整備、運営の簡素化をはかること、第二に、自治会活動をいくつかの分野に分割し、分担して責任をもつようにすること、第三に、自治会員みんなの力をあつめることの三点が重要です。

- ① 自治会への入会を積極的に推進します。
- ② 階連絡員をすべての階につくるために努力します。
- ③ 専門部活動を強め、会員の協力をえながら日常的な活動を強化します。
- ④ 事務所を確保するとともに、事務局専従者をおきます。必要な場合は複数とします。
- ⑤ 会報の発行を中心とした広報活動を強め、常に会員に開かれた自治会であるようつとめます。
- ⑥ サークルなどの連携を深めます。
- ⑦ その他必要な活動をおこないます。

## 4、自治会の対外活動

自治会は、さまざまな団体と連絡、提携を強めています。全国の公団住宅自治会の組織である全国自治協と関東自治協に加入しておりますし、地元で連合町会、青少年協王子地区などにも加入しております。こうしたなかでいろいろ話がおもひ返されておりますが、自治会では団地居住者の利益になるかどうかを判断の基準としています。

こうした立場を堅持し、ひきつづきそれぞれの場合で奮闘するようにします。

# 1979年度 予 算

### 収入の部

会費収入	4,830,000
入金収入	40,000
助成金収入	466,200
広告収入	500,000
雑収入	100,000
受取利息	10,000
特別会計からの繰入れ	750,000
立替金戻り	871,370
計	7,567,570
前年度繰越金	412,898
合計	7,980,468

### 支出の部

自治会活動費	2,500,000
会議費	300,000
会報発行費	1,300,000
通信費	100,000
行動費	150,000
渉外費	100,000
専門部費	200,000
サークル援助費	150,000
慶弔費	150,000
雑費	50,000
行事費	900,000
じゃぶじゃぶ池運営費	480,000
水道料	350,000
保険料	50,000
運営費	80,000
事務局人件費	1,966,000
専従費	1,620,000
北区内一戸別手数料	106,000
集金手数料	130,000
福利厚生費	50,000
退職引当金	60,000
事務局運営費	910,000
事務所費	200,000
備品費	350,000
消耗品費	350,000
雑費	10,000
団体加入費	446,000
関東自治協	400,000
連合町会	6,000
防火協会	40,000
事務所確立準備積立	400,000
予備費	378,468
合計	7,980,468



# 日本住宅公団 王子五丁目団地自治会会則

## 第一章 総則

**第一条 (名称、事務所)** この会は日本住宅公団王子五丁目団地自治会(以下この会と云ふ)とし、事務所を団地内に置き、

**第二条 (目的)** この会は団地住民の自治組織であつて、団地住民の権利と共通の利益を守り、相互の親睦と交流を深め、生活環境の向上、福祉の増進をはかり、住みよき団地をいかに実現する目的を以てする。

**第三条 (活動)** この会は目的達成のため、次の活動を行なう。

1. 団地の生活環境の維持と改善、団地住民の福祉厚生をはかり、生活向上のための活動。
2. 会員の文化、教養、体育、趣味、娯楽のための各種催しの開催およびクラブやサークル等の補助、育成。
3. 会報の発行およびその他の広報活動
4. 日本住宅公団、各自治体、諸団体、その他の連絡、または交渉。
5. その他この会の目的を達成するために必要な活動。

**第四条 (活動原則)** この会は自主的、民主的な団体として以下の原則にしたがって活動を進めます。

1. 常に住民の利益を第一とする。
2. 全住民の参加を、公開された自治会として、全会員が自治会活動に参加するのを常に努力する。
3. 個人の生活を尊重し、これを侵害しない。また、個人の思想、信条の自由を侵害しない。
4. この会の決議、決定、運営等は常に民主的立場で行ふ。
5. いかなる営利的、宗教的、または政治的の活動にも利用をなさない。

## 第二章 会員

**第五条 (会員資格)** この会の会員は日本住宅公団王子五丁目団地に居住し、この会の目的に賛同する世帯で構成します。

**第六条 (入会)** この会に入会するときは所定の申込書に記入し、入会金を添えて階連絡員、または直接事務局へ申込みを

とします。

**第七条 (会員の権利)** 会員の権利は、平等で、自治会活動による利益、利便を享受できるほか、以下の権利が保証されます。

1. すべての委員に選出され、または選出する権利。
2. すべての会議に参加し、その会議の承認を得て意見を述べ、その議決の承認を得る権利。
3. 総会、自治委員会等の開催を請求する権利。
4. すべての委員をリコールする権利。
5. 会議議事録、会計帳簿等の閲覧、公開を求める権利。

**第八条 (会員の義務)** 会員は会費納入の義務があります。

**第九条 (退会)** この会を退会するとき、事務局に届出し、会費未納分は精算しなければなりません。

## 第三章 組織と機関の運営

### 第一節 代議員総会

**第一〇条 (機関の種類)** この会には次の機関を置きます。

- (1) 代議員総会
- (2) 自治委員会
- (3) 常任委員会
- (4) 四役会
- (5) 事務局
- (6) 専門部
- (7) 特別委員会
- (8) 会計監査

### 第一節 代議員総会

**第一一条 (代議員総会の構成、種類および付議事項)** 代議員総会(以下、総会と云ふ)はこの会の最高決議機関であり、代議員および役員により構成されます。

1. 総会は定期総会と臨時総会の二種とします。
2. 次のことからは総会にかけ、その議決を得なければなりません。
  - (1) 活動報告および決算の承認。
  - (2) 活動方針および予算の決定。
  - (3) 役員の変更および解任。
  - (4) 会則の改廃。
  - (5) その他常任委員会が必要と認める事項。
3. 前項のうち、役員の変更および解任については緊急やむを得ない場合または欠員の補充は自治委員会で決定できます。

### 第二節 自治委員会

**第一二条 (自治委員会の任務)** 自治委員会は総会から次の総会までの間、常任委員会の活動についての審議および会務に関する必要事項を審議決定します。

**第一三条 (常任委員会の構成)** 常任委員会は次の場合に会長がこれを招集します。

- (1) 定期総会(通常一カ月に一回)
- (2) 会長が必要と認めた場合。
- (3) 常任委員会の三分の一以上の要請があった場合。

が、この決定は次の総会で承認を受けなければなりません。

**第一四条 (代議員総会の開催)** 定期総会は毎年一度(後一カ月以内)に開催し、会長がこれを招集します。

**第一五条 (臨時総会の開催)** 会長がこれを招集します。

**第一六条 (総会出席の可否)** 総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第一七条 (代議員の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第一八条 (代議員の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第一九条 (常任委員会の構成)** 常任委員会は会則第二十七條の役員により構成されます。ただし会計監査は除きます。

**第二〇条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第二一条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第二二条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第二三条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第二四条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第二五条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第二六条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第二七条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第二八条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第二九条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第三〇条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第三一条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第三二条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第三三条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第三四条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第三五条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第三六条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第三七条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第三八条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第三九条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四〇条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四一条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四二条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四三条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第四四条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四五条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四六条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第四七条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四八条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第四九条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第五〇条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第五一条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第五二条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第五三条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第五四条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第五五条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第五六条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第五七条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第五八条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第五九条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第六〇条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第六一条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第六二条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第六三条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第六四条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第六五条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第六六条 (常任委員会の任務)** 常任委員会は総会出席が不可能になった場合、常任委員会の承認のもとに当該する議の会員に委任し、その決議権を行使することがあります。

**第六七条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

**第六八条 (常任委員会の選出)** 任期は次期代議員が選出されるまでとします。

も、会長、副会長を補佐します。

(4) 財務部長は会計を統轄します。

(5) 各部長は各部の企画を分担し、常任委員会の決定に従って執行します。

(6) 会計監査はこの会の会計状況および事務の状況を監査し、その結果を総会に報告します。

**第二九条 (役員)** 役員は定期総会で会員のなかから選出します。役員は自治委員の兼任はできません。

**第三〇条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三一条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三二条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三三条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三四条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三五条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三六条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三七条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三八条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第三九条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四〇条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四一条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四二条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四三条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四四条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四五条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四六条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四七条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四八条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第四九条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五〇条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五一条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五二条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五三条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五四条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五五条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五六条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五七条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五八条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第五九条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六〇条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六一条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六二条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六三条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六四条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六五条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六六条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六七条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六八条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第六九条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七〇条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七一条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七二条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七三条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七四条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七五条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七六条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七七条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七八条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第七九条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

**第八〇条 (役員)** 役員は定期総会から次期定期総会までとします。

# 見たくさんとったヨ

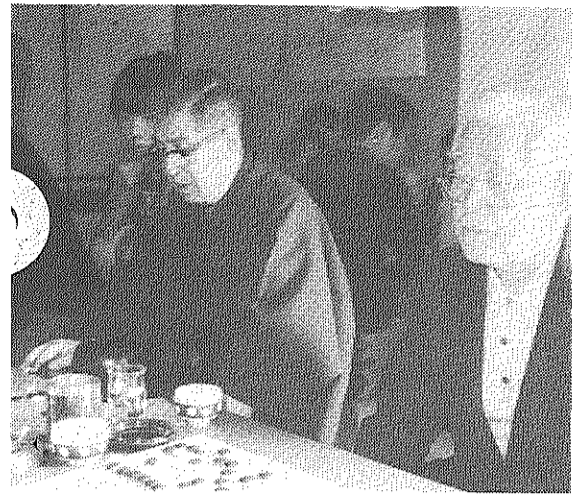
## カニもいたヨ 楽しかった潮干狩

が五団地の子の面々はどろどろと、船の中を駆け回り回っていました。大人たちは、潮干狩りにそなえて、各自持って来た弁当をわけ合っただけで済ませ、船の上の弁当はおいしくたべました。

木更津港に着いてから、さりとバスで三十分、戦地・津久間海岸に到着。海の家で夕べと、海水パンツとか、それぞれ思い思いの戦装束に身を固め、よしの柵に囲まれた場所をめぐり、いざ出陣。ユーウモカ

カニもいたヨ、沖のわれまいた。それでも二時までは、各自の網は戦果のアサリでいっぱいになり、これ以上の運命と同じに海の中へ、となるころでガイ戦しつたり。折よく、海の家全員ひき上げたところで、ドシャブリの雨になり、私たちの強運を証明しました。

自治会の活動には始めての参加した人もあり、また若者男女の入りまじった家族同士の親睦は思いのほか楽しんでしました。(永沼)

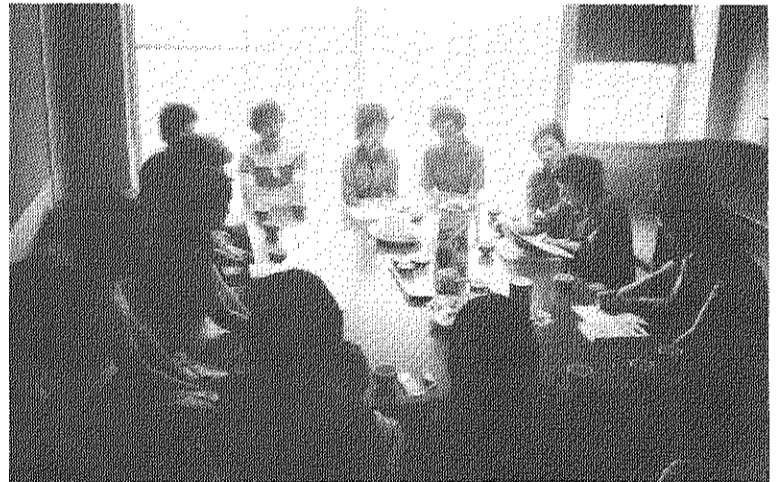


### 王五団地囲碁サークル

今春、自治会の御奨励と御支援により、三月三日「囲碁サークル」が発足しました。その大会を開くことになりました。囲碁の魅力はなんと言っても、折角できたこのサークルを皆さんと共に大事に育てて行きたいと思っております。自治会が大いに心を砕いて「子供さん達のふるさとづくり」の経費支出に支障のないようにするために、なるべく自治会に負担をかけないよう心がけて、このサークルを運営し、結果的には、自治会が期待している文化活動の一端の使命を果すことになれば幸いです。(世話人 豊水章)

### 土曜の夜にパチッ 大人の「ふるさと」づくり

以上の方々は、毎週土曜日夜七時より十時まで集会所で加速の個人差はありますが、少し中心として熱心に古い古をしております。そろそろ協力向上の白味を増してきてもらえなく確認と親睦を兼ねて懇話会をやったところからいよいよ、六月十四日(日)午前十時から、



涙を流して戦争の恐ろしさを話合う奥さんたち

### 主婦たちが「戦争の思い出」を語り合う

高木敏子さん囲み

五月二十八日の午後、『ガラスのうさぎ』の著者、高木敏子さんを「さくらんぼ」で自治会のお力でお招きすることになり、とても有意義な内容のある時間を過ごし、充分に語り合いました。

戦争を知らない昭和三十年生れから、大正生れのおばあちゃんまで、二十五人の婦人たちが勢いで生きているのです。

このような悲惨な戦争は二度と起してはならない。どんな事柄が起ころうとも戦争反対を叫び続けて、次の世代へ戦争の恐ろしさ、悲しさ、苦しさを語り続けていきたいと思います。

こういう企画をどんどんとあけていただき、主婦の心が少しでもおおい、文化向上ができればと希望します。

なお『ガラスのうさぎ』の映画の切符と本をお求めになりたい方はご連絡ください。(六一四一〇松原、六一三三三三〇)

### 入学おめでとう 自治会がささやかなプレゼントおくる

自治会では、ふるさと五、の実現にむけて、年間計画をもとに積極的な活動をおこなってまいりますが、新たな活動の一環として、今春、松田小学校に新入生をした六十九人(会員世帯)の児童に文具などの記念品を贈呈し、新生活の門出を祝福しました。

自治会の役員から記念品を贈られた五号棟のS夫人は、「自治会が子供の入学をお祝いしてくれるなんて考えもみませんでした。胸がつまる思いです」と声をつまらせておりました。

### 王子五丁目団地に 公共避難場所を 都が指定

都が指定

王子五丁目団地は、このほど東京都によって大震災時の「避難場所」に指定されました。これによって、王子五丁目団地の周辺住民は、地震発生時に指定された避難場所へ避難することができるようになります。

王子五丁目団地は、このほど東京都によって大震災時の「避難場所」に指定されました。これによって、王子五丁目団地の周辺住民は、地震発生時に指定された避難場所へ避難することができるようになります。

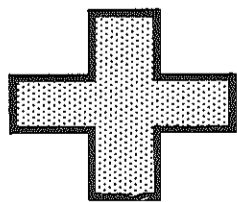
王子五丁目団地は、このほど東京都によって大震災時の「避難場所」に指定されました。これによって、王子五丁目団地の周辺住民は、地震発生時に指定された避難場所へ避難することができるようになります。

五月二十日、第六回「歩こう会」王子の史跡をさぐるが青少年王子地区委員会で実施されました。コースは、薬師稲荷→紙の博物館→飛鳥山→洗浜邸跡→音無川→王子権現社→大坂地蔵→亀山遊跡→王子権現社→金輪寺→名主の滝とかなりきびしく、子供たちもフーフーいながら歩きました。

幸にして晴天にめぐまれ、最後の名主の滝についた時、子供たちの笑顔を見につけ、本当に参加できたことを喜びを感えました。秋には登山もある予定です。今度はぜひたくさんの方の参加を希望します。(吉田)

診療科目  
内科・小児科・外科  
整形外科・産婦人科

救急指定



# 神谷病院

北区神谷 1-27-14 TEL (914) 5535~7  
(王子五丁目団地徒歩7分)

### 診療時間

平日 AM 9:00~12:00  
PM 2:00~5:00  
土曜 PM 9:00~12:00

※但し、急患は随時受付ます。

理事長 田島邦泰  
院長 田辺政道